

平成 26 年度の求人倍率と過去との比較

有効求人倍率は平成 21 年度の 0.45 倍を底に上昇に転じ、平成 25 年度には 0.97 倍まで上昇し、平成 26 年度には 1 倍を超え 1.11 倍となった。

このレポートでは、有効求人倍率が年度値でみて 1 倍を超えた過去の状況と平成 26 年度値とを比較することで、現状の特徴を考察する。

1. 有効求人倍率が 1 倍を超えた年度

有効求人倍率は、過去においても経済情勢の改善に伴い上昇する傾向を示しており、経済拡張期間が長い場合などに 1 倍を超えることがあった。今回の有効求人倍率の上昇過程では、有効求人倍率は平成 21 年度の 0.45 倍を底に上昇に転じ、平成 25 年度には 0.97 倍まで上昇し、平成 26 年度には 1 倍を超え 1.11 倍となった。

現在の数値と比較可能な昭和 38 年以降では、有効求人倍率が今回と同様に 1 倍を超えた年度は過去 3 回ある（図 1）。

（参考）過去の有効求人倍率上昇過程における 1 倍超え

- ①昭和 40 年度の 0.61 倍から改善し、昭和 42 年度に 1.05 倍
- ②昭和 61 年度の 0.62 倍から改善し、昭和 63 年度に 1.08 倍
- ③平成 14 年度の 0.56 倍から改善し、平成 18 年度に 1.06 倍

2. 他の雇用形態に比べて低い常用的フルタイムの有効求人倍率

有効求人倍率の上昇過程において、初めて 1 倍を超えた 4 つの年度（昭和 42 年度、昭和 63 年度、平成 18 年度、平成 26 年度）について、有効求人倍率の内訳を雇用形態別にみると、平成 26 年度の常用的フルタイムは 0.91 倍、常用的パートタイムは 1.20 倍となり、常用的フルタイムの有効求人倍率の水準は 1 倍を下回っている。また、平成 26 年度の常用的フルタイム及び常用的パートタイムの値は、いずれも昭和 63 年度及び平成 18 年度の値と比べて低い。なお、この比較を、より正確に行うため、一般の有効求人倍率（雇用形態計）を 100 とした指標でみても、平成 26 年度の常用的フルタイム及び常用的パートタイムの値は、過去と比べて低いと判断できる（表 2）。

有効求人数について平成 18 年度と平成 26 年度を比較すると、平成 18 年度は 228 万人、平成 26 年度は 230 万人と、ほぼ同水準にあるが、常用的フルタイムについては、平成 18 年度が 146 万人、平成 26 年度が 129 万人と、平成 26 年度の方が 17 万人少ない。一方、常用的パートタイムについては、平成 18 年度が 67 万人、平成 26 年度が 75 万人と 8 万人多い。また、平成 26 年度の臨時・季節は 27 万人で、平成 18 年度に比べ 11 万人多い。なお、有効求職者の希望する雇用形態を長期的にみると常用的パートタイムは増加する傾向にある（図 3）。

3. 平成 26 年度の求人で産業構成比の大きいサービス業、卸売・小売業、飲食店

新規求人の産業構成を、昭和 42 年度、昭和 63 年度、平成 18 年度、平成 26 年度の値をもとにみると、製造業の構成比が大きく低下し、サービス業で大きく上昇している。なお、近年におけるサービス業の求人では、その内訳として医療、福祉の増加が大きい。また、卸売・小売業、飲食店の構成比については、平成 18 年度は昭和 63 年度と比べ若干の低下がみられたが、平成 26 年度には 21.8%と再び構成比を高めている（図 4）。

平成 18 年度と 26 年度の新規求人数を産業別にみると、医療、福祉の求人の増加が大きく、平成 26 年度には、常用的フルタイムで 9.6 万人、常用的パートタイムで 7.2 万人、臨時・季節で 0.8 万人といずれの雇用形態でも平成 18 年度値より大きい。一方、卸売・小売業、飲食店については、常用的フルタイムと常用的パートタイムで平成 18 年度値を下回っており、臨時・季節での増加が目立っている（図 5）。

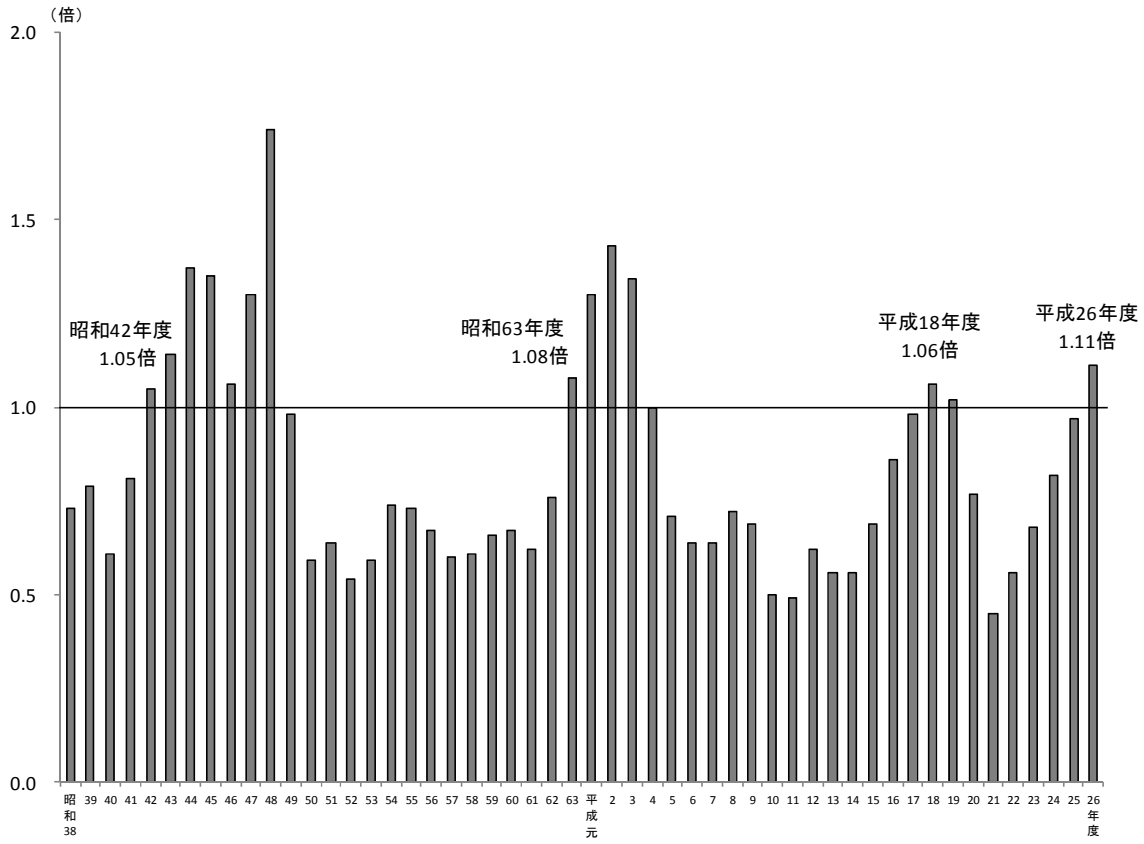
問い合わせ先

職業安定局雇用政策課

近藤 洋平

岸場 大輔 直通：03-3502-6770

図1 有効求人倍率の推移（年度）



資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

表2 雇用形態別にみた有効求人倍率と相互の関係

(単位:倍、指数)

		一般			
			常用		
			フルタイム	パートタイム	
有効求人倍率	昭和42年度	1.05	1.12	—	—
	昭和63年度	1.08	1.08	0.96	3.28
	平成18年度	1.06	1.02	0.92	1.35
	平成26年度	1.11	1.00	0.91	1.20
一般を100とした指数	昭和42年度	100	107	—	—
	昭和63年度	100	101	89	305
	平成18年度	100	96	86	126
	平成26年度	100	90	82	108

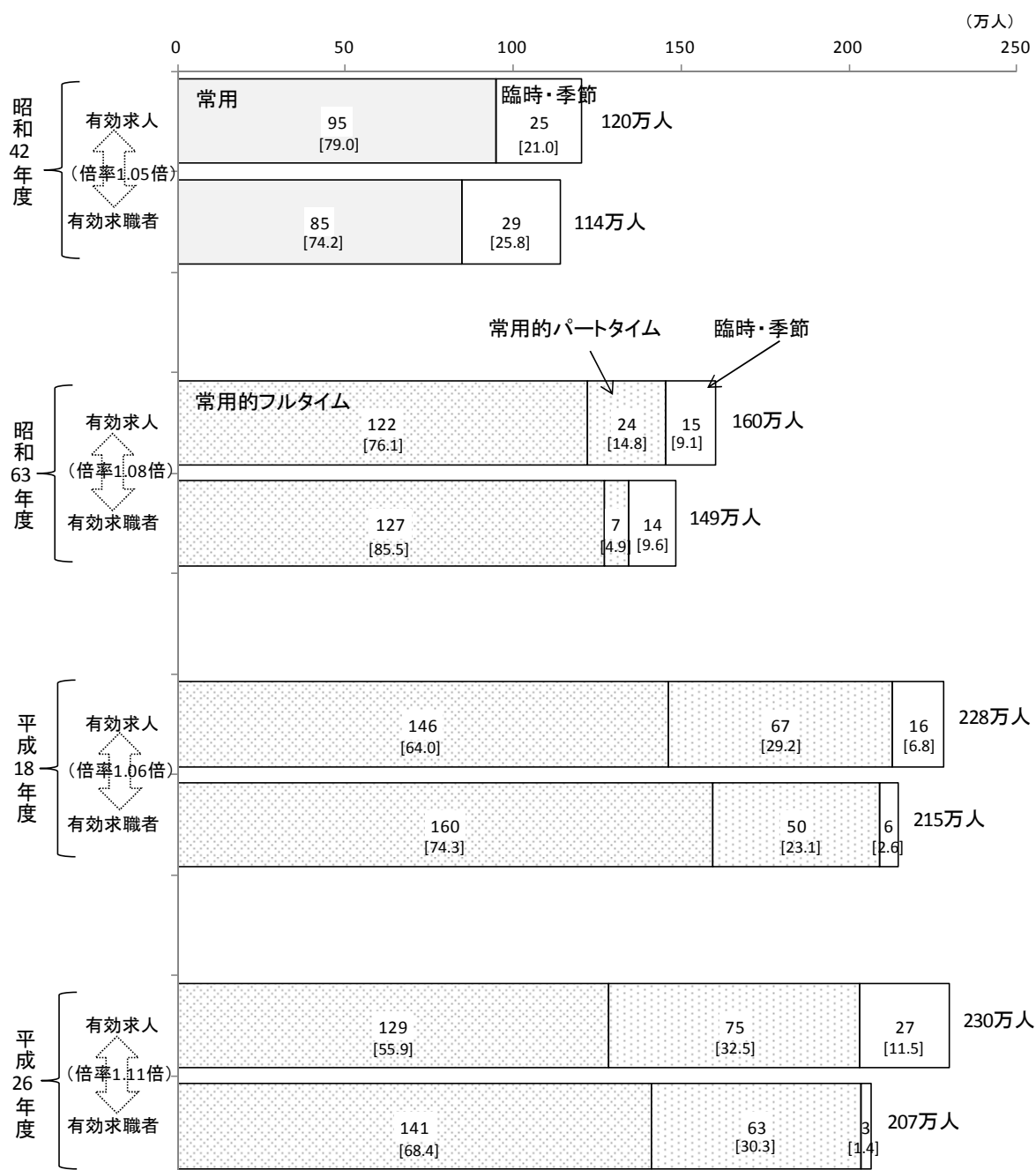
資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 有効求人倍率の上昇過程で年度値が1倍台にのった年度について示した。
 2) 昭和42年度値にはフルタイムとパートタイムの区分がない。
 3) 指数は一般の有効求人倍率を100とした指数である。

(参考 用語の解説)

- ①常用: 雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。
 ②臨時・季節: 臨時とは雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの。季節とは季節的な仕事に就労するか季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労するもの(期間は4か月未満、4か月以上の別を問わない)。
 ③一般: 常用と臨時・季節を合わせたもの(新規学卒者を除いている)。
 ④パートタイム: 一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短いもの(パートタイムを除いた労働者がフルタイム)。常用のパートタイムを常用的パートタイムという。なお、「職業安定業務統計」では常用のフルタイムを「パートタイムを除く常用」と表記しているが、このレポートでは常用的フルタイムと表記する。

図3 有効求人と有効求職の内訳

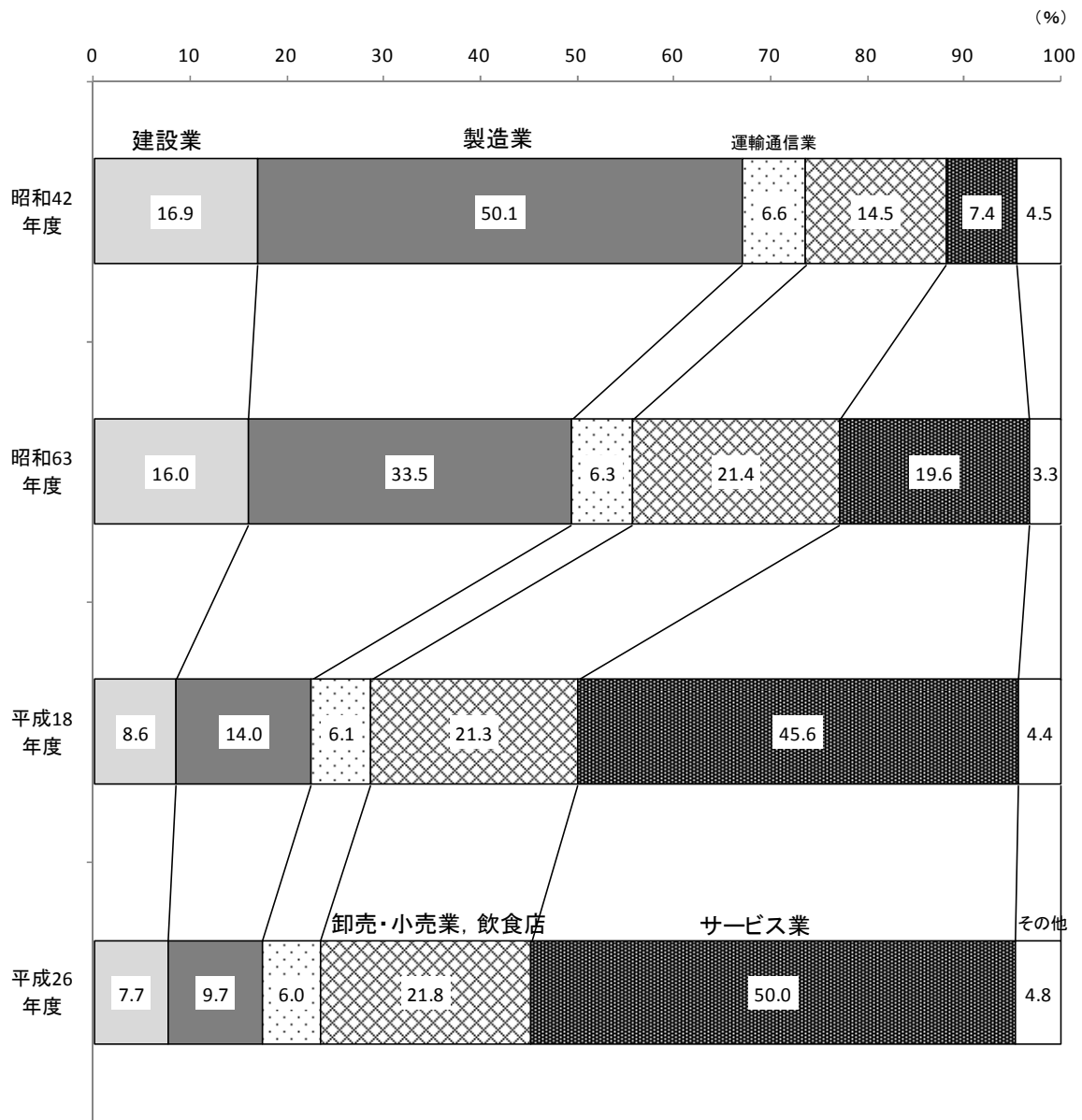


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 昭和42年度の常用にはフルタイムとパートタイムの区別はない。

2) 実数の下に[]で付したのは総数(有効求人又は有効求職者)に対する構成比である(実数は四捨五入にして万人単位で示したが、構成比は四捨五入前の実数をもとに下二桁を四捨五入した百分率で示した)。

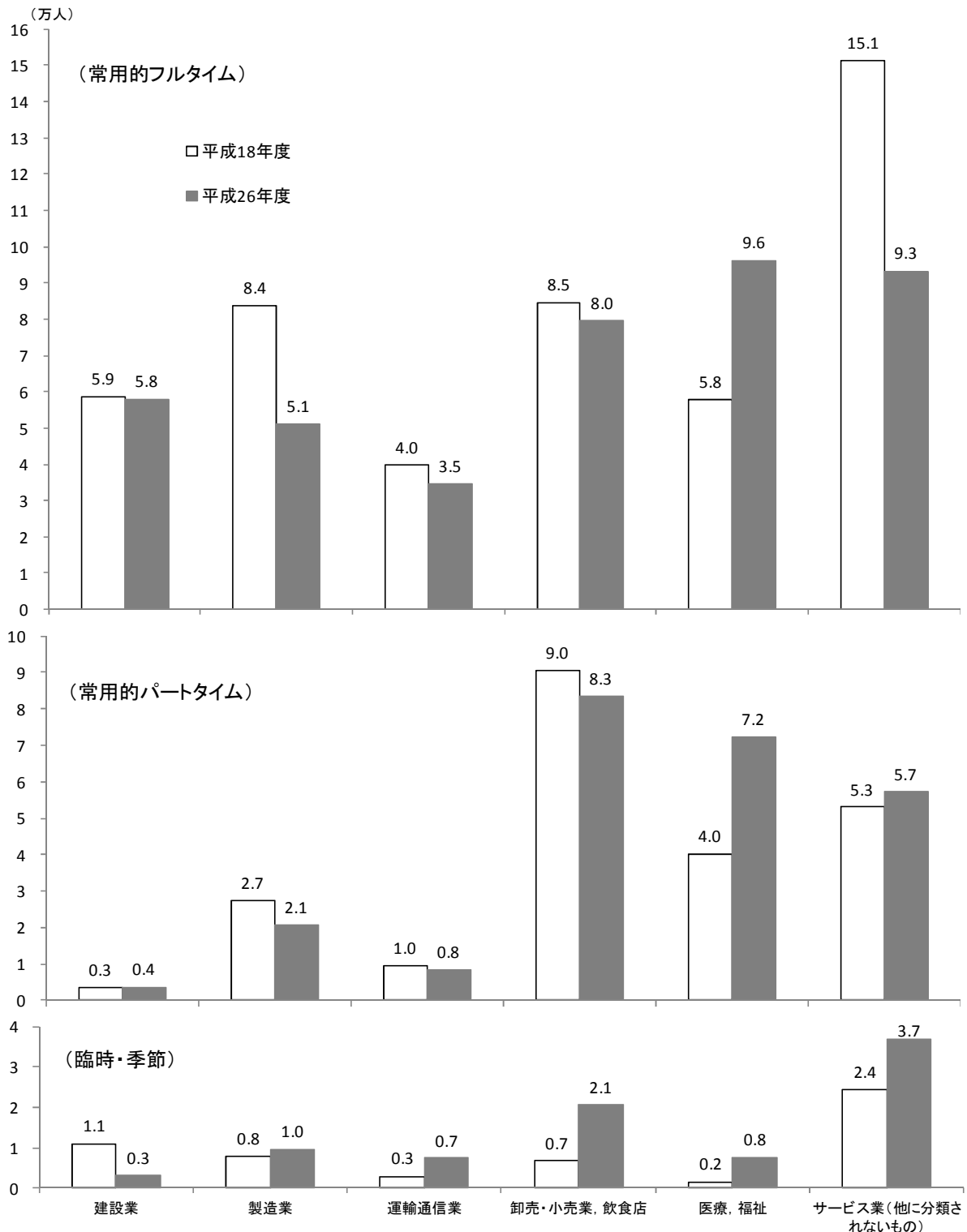
図4 新規求人の産業構成



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 数値は新規学卒者を除きパートタイムを含む一般(常用と臨時・季節を合わせたもの)の新規求人数を用い、産業分類は平成18年度以降の値が昭和42年度及び昭和63年度の産業分類に接合するように組み替えた。
- 2) 運輸通信業は、平成18年度(平成14年3月改訂(第11回改定)の日本標準産業分類に基づくもの)では運輸業、通信業(情報通信業の中分類)の計、平成26年度(平成19年11月改訂(第12回改定)の日本標準産業分類に基づくもの)では運輸業、郵便業、通信業(情報通信業の中分類)の計とした。
- 3) 卸売・小売業, 飲食店は、平成18年度では卸売・小売業, 飲食店(飲食店, 宿泊業の中分類)の計、平成26年度では卸売業, 小売業, 飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス業(宿泊業, 飲食サービス業の中分類)の計とした。
- 4) サービス業は、平成18年度では情報通信業のうち通信業以外、宿泊業(飲食店, 宿泊業の中分類)、教育, 学習支援業、医療, 福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)の計。平成26年度では情報通信業のうち通信業以外、宿泊業(宿泊業, 飲食サービス業の中分類)、物品賃借業(不動産業, 物品賃借業の中分類)、教育, 学習支援業、医療, 福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、学術研究, 専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の計とした。
- 5) その他は、表記した産業以外のものの計(農, 林, 漁業、鉱業, 採石業, 砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業, 保険業、不動産業、公務(他に分類されるものを除く)・その他の計)とした。

図5 産業別新規求人数（雇用形態別）



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の月間平均値の新規求人数を用い、産業分類は図4に同じとしたが、サービス業については、その内訳として主要なもの(医療、福祉、サービス業(他に分類されないもの)の2つ)を示した。

2) サービス業(他に分類されないもの)は平成18年度(平成14年3月改訂(第11回改訂)の日本標準産業分類に基づくもの)ではサービス業(他に分類されないもの)、平成26年度(平成19年11月改訂(第12回改訂)の日本標準産業分類に基づくもの)では物品賃貸業(不動産業、物品賃貸業の中分類)、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の計とした。